



みくには
ハートに愛

みく に 便 り

収入印紙・県証紙・切手の弊社販売業務を、社会保険労務士法人への移行に伴い2023年10月31日を持って終了しました。
長い間ご利用頂きありがとうございました。

2023年11月1日発行

連絡先：〒371-0014 群馬県前橋市朝日町三丁目12番20号

電話：027-243-5600 FAX：027-224-4393

URL：<http://www.e-392.com>

当社HPでは新聞掲載コラム（バックナンバー）や各種セミナーのご案内を随時発信しています。



建設業の時間外労働の傾向

建設業の時間外労働については、適用が猶予されていた時間外労働の上限規制が、来年4月から開始されます。

帝国データバンクの「建設業の時間外労働に関する動向調査」（2023年8月時点）によると、建設業全体の時間外労働時間は前年を下回っているものの、「はつり・解体工事業」や「内装工事業」などでは時間外労働時間が大きく増加している実態が表れました。調査結果を見ますと、業種や季節的なタイミングで繁閑の差があるようです。

来年4月1日まで残された時間は多くありません。それぞれの業種の特性を踏まえ、時間外労働対策や時差出勤、テレワーク、時間年休といった取組みを早急に具体化していく必要があります。

一方、人材確保のためには、社内コミュニケーションを促進するなどの職場環境の改善も必要です。さまざまな課題がありますが、一つひとつ取り組んでいきましょう。

仕事と育児の両立支援制度に関する意識・実態調査 (連合の調査から)

◆調査の概要

仕事と育児の両立支援制度に対する意識や実態を把握するために、日本労働組合総連合会（連合）が実施する「仕事と育児の両立支援制度に関する意識・実態調査2023」の結果が公表されました。小学生以下の子を持

つ20歳～59歳の働く男女1,000名が回答したこの調査は、仕事と育児の両立のために何が求められているのか、様々なヒントを与えてくれます。

◆調査結果のポイント

「仕事と育児の両立のために利用したことがある両立支援制度」を問う質問では、育児休業（41.9%）や短時間勤務（16.3%）が挙げられる一方で、「利用したことのある制度はない」は47.8%、男性では58.4%にのぼります。その理由の1位は「利用できる職場環境ではなかった」というものです。

両立支援制度を利用できる職場環境ではなかったと思っ
た理由〔複数回答形式〕（上位4つ抜粋）

- | | |
|--------------------|-------|
| ・代替要員がいなかった | 39.6% |
| ・職場の理解度が低かった | 33.7% |
| ・言い出しにくかった | 26.2% |
| ・自分にしかできない業務を担っていた | 20.3% |

代替要員がない、理解が低いという職場では、両立支援制度を利用しづらいという現状がうかがえます。こうした状況は採用活動においても不利に働き、いっそうの人手不足を生み出す負のスパイラルへと繋がってしまいます。両立支援を必要とする従業員のみならず、職場全体で考えるべき問題です。属人化している業務はないか、理解のない言動は見られないかなど、職場全体で両立支援について考えていきたいですね。

「106万円の壁」「130万円の壁」への対応についての専用ダイヤル

年収の壁突破・総合相談窓口

TEL 0120-030-045

（厚生労働省 フリーダイヤル）
受付時間 平日 8:30～18:15